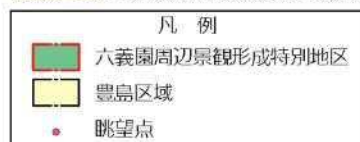
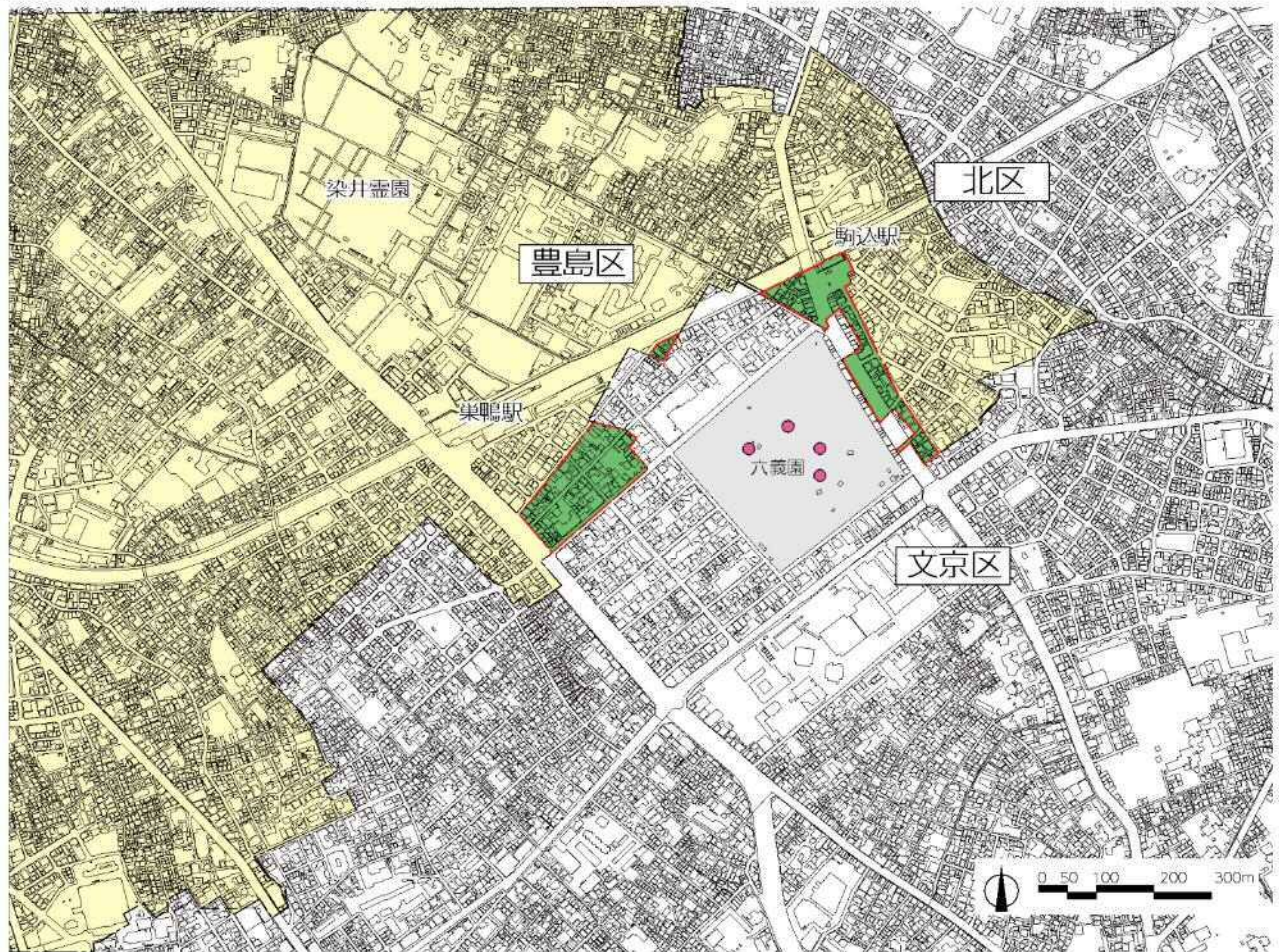


六義園周辺景観形成特別地区

<区域>

六義園周辺景観形成特別地区は、六義園の外周線から概ね100mから300mまでの区域とします。

■区域図



<景観形成の目標>

- 国際的な観光資源としてふさわしい、庭園からの眺望景観を保全し、歴史的・文化的景観を次世代に継承します。

<景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）>

- 庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導
- 屋外広告物の規制による景観保全

■六義園



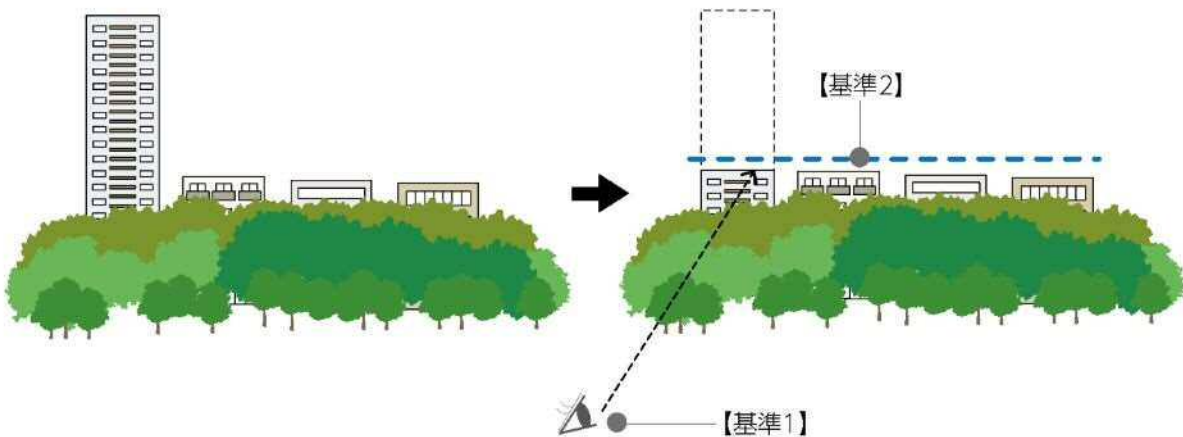
画像提供：公益財団法人東京都公園協会

配置

| 基準 | ポイントと取り組み例 |
|--|------------|
| 1. 隣地間隔や隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。また、周辺の街並みに配慮した配置とする。 | |
| 2. 敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。 | |

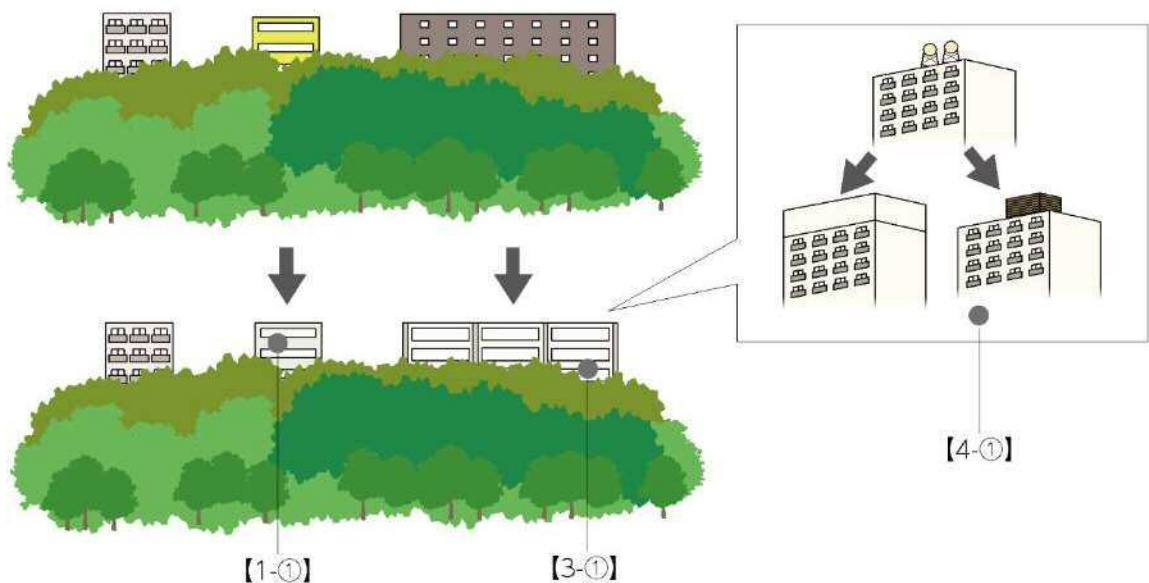
高さ・規模

| 基準 | ポイントと取り組み例 |
|---|------------|
| 1. 庭園内部の主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。 | |
| 2. 庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。 | |



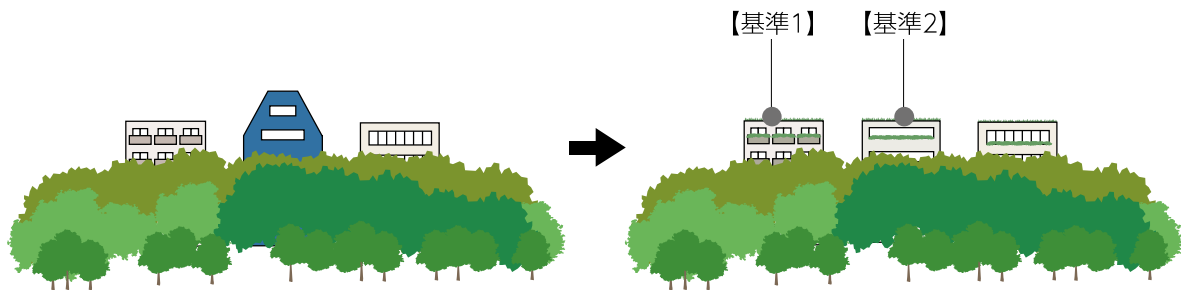
形態・意匠・色彩

| 基準 | ポイントと取り組み例 |
|--|---|
| 1. 色彩は、「色彩基準（六義園周辺景観形成特別地区）」に適合するとともに、周辺景観と調和を図る。 ▶P64（第2章 4 色彩の基準（4）景観形成特別地区の色彩基準）参照 | 【1-①】 庭園からの眺望を阻害しないように、低明度、低彩度で落ち着いた色を選択する。 |
| 2. 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。 | 【2-①】 庭園内より、樹木を超えて見える部分は、周辺の建築物と外壁の色やバルコニーのデザイン等を調和させる。 |
| 3. 長大な壁面を生じさせないようにし、壁面を分割するなど、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。 | 【3-①】 開口部やスリットなどで壁面を分節する。 |
| 4. 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。 | 【4-①】 屋上の設備は、庭園から見えないようにルーバーで覆う。 |
| 5. 建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。屋根、屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。 | 【5-①】 ガラス面を大きく使用する場合は、表面が光を反射しない素材を選定する。 |
| 6. バルコニーや設備などは、建築物本体との調和を図る。 | |
| 7. 窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。 | |



屋根・屋上

| 基準 | ポイントと取り組み例 |
|---|------------|
| 1. 屋上や壁面を緑化し、みどりの創出に積極的に寄与する。 | |
| 2. 突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。 | |



公開空地・外構・緑化等

| 基準 | ポイントと取り組み例 |
|---|------------|
| 1. 夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。 | |
| 2. 敷地外周部は緑化を図り、庭園のみどりと連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。 | |
| 3. 緑化にあたっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。 | |
| 4. 対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。 | |